

## 簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知試行要領

### 1. 趣旨

簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における評価の過程の透明性をより一層向上させるとともに、入札参加者の技術力向上を図るため、入札参加者から提出された施工計画の採否の詳細な通知を試行するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 試行対象工事

以下に掲げる要件を全て満たす工事

- (1) 簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により落札者を決定する工事
- (2) 愛媛県土木部が発注する工事
- (3) 業種が土木一式工事である工事
- (4) 入札参加資格（特定共同企業体の場合は、構成員の代表者に係る入札参加資格）が愛媛県内に本店（一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可を受けているものに限る。）を有する者に限られている工事

### 3. 施工計画の採否に関する通知

#### (1) 通知請求の方法

試行対象工事の入札参加者は、落札決定を通知した日から起算して3日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に対し、施工計画の採否に関する通知を様式1により書面にて請求することができる。ただし、入札が無効（施工計画の内容が不適切であったため無効となった場合を除く。）又は失格となった入札参加者は、請求することができない。

#### (2) 請求に対する通知

入札執行者は、(1)の請求があった入札参加者に対し、施工計画の採否に関する通知を請求することのできる最終日の翌日以降速やかに様式2により書面にて通知する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う工事について適用する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、同日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。ただし、同日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(入札執行者) 宛

商号又は名称 株式会社  
代表取締役

### 施工計画の採否について(請求)

下記の工事について、施工計画の採否に関する通知を請求します。

記

|      |        |
|------|--------|
| 開札日  | 年 月 日  |
| 工事名  | 第 号 工事 |
| 工事場所 | 市      |

共同企業体による入札の場合は、「商号又は名称」は共同企業体名を記載して申請すること。

(様式2)

年 第 月 号 日

商号又は名称 株式会社  
代表取締役 様

(入札執行者)

### 施工計画の採否について(通知)

年 月 日付けで請求のあった施工計画の採否について、下記のとおり通知します。

記

|         |        |
|---------|--------|
| 開札日     | 年 月 日  |
| 工事名     | 第 号 工事 |
| 工事場所    | 市      |
| 評価内容    |        |
| 施工計画の採否 |        |